

表3-6 水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準設定状況（平成31年3月31日現在）

項目	業種区分	種											若狭湾東部海域												
		上						水																	
		九頭竜川水城		芫の川・井の口川水城		北川・南川水城		北川地先海域		九頭竜川地先海域		北島湖水城		既設	新設	既設	新設	既設	新設	既設	新設				
	水質汚濁防止法に基づく一律基準	新設	既設	新設	既設	新設	既設	新設	既設	新設	既設	新設	既設	新設	既設	新設	既設	新設	既設	新設	既設	新設	既設	新設	
		排水量3,000㎥/日 (下水道におつては50,000㎥/日)	未滿	以上	未滿	以上																			
A	1. 食料品製造業	80(60)	70(50)	120(100)	100(85)	80(60)	120(100)	80(60)	120(100)	80(60)	120(100)	80(60)	120(100)	80(60)	120(100)	80(60)	120(100)	80(60)	120(100)	80(60)	120(100)	80(60)	120(100)	80(60)	120(100)
B	2. 繊維工業 (染色製業を含む)	60(50)	50(40)	100(80)	85(70)	60(50)	100(80)	60(50)	100(80)	60(50)	100(80)	60(50)	100(80)	60(50)	100(80)	60(50)	100(80)	60(50)	100(80)	60(50)	100(80)	60(50)	100(80)	60(50)	100(80)
	3. 紙・パルプ・紙加工品製造業	120(100)	100(85)	150(110)	130(100)	60(50)	100(80)	60(50)	100(80)	60(50)	100(80)	60(50)	100(80)	60(50)	100(80)	60(50)	100(80)	60(50)	100(80)	60(50)	100(80)	60(50)	100(80)	60(50)	100(80)
	4. 化学工業	80(60)	70(50)	150(120)	130(100)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)
	5. 浄水施設・中央卸売市場の施設又は試験研究機関等の施設	60(50)	50(40)	120(90)	100(75)	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)
	6. 旅館業	80(60)				80(60)		80(60)		80(60)		80(60)		80(60)		80(60)		80(60)		80(60)		80(60)		80(60)	
	7. 非金屬鉱業及び鉱物・土石粉砕等処理施設	60(50)	50(40)	120(90)	100(75)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)
	8. し尿処理施設																								
	9. 下水道終末処理施設																								
	10. その他	60(50)	50(40)	120(90)	100(75)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)
S	1. 食料品製造業	200(150)	120(100)	150(120)	150(120)	110(90)	150(120)	110(90)	150(120)	110(90)	150(120)	110(90)	150(120)	110(90)	150(120)	110(90)	150(120)	110(90)	150(120)	110(90)	150(120)	110(90)	150(120)	110(90)	150(120)
	2. 繊維工業 (染色製業を含む)	90(70)				90(70)		90(70)		90(70)		90(70)		90(70)		90(70)		90(70)		90(70)		90(70)		90(70)	
	3. 紙・パルプ・紙加工品製造業	120(100)				90(70)		90(70)		90(70)		90(70)		90(70)		90(70)		90(70)		90(70)		90(70)		90(70)	
	4. 化学工業	90(70)				60(50)		60(50)		60(50)		60(50)		60(50)		60(50)		60(50)		60(50)		60(50)		60(50)	
	5. 浄水施設・中央卸売市場の施設又は試験研究機関等の施設	90(70)				90(70)		90(70)		90(70)		90(70)		90(70)		90(70)		90(70)		90(70)		90(70)		90(70)	
	6. 旅館業	120(100)				120(100)		120(100)		120(100)		120(100)		120(100)		120(100)		120(100)		120(100)		120(100)		120(100)	
	7. 非金屬鉱業及び鉱物・土石粉砕等処理施設	150(120)				150(120)		150(120)		150(120)		150(120)		150(120)		150(120)		150(120)		150(120)		150(120)		150(120)	
	8. し尿処理施設																								
	9. 下水道終末処理施設																								
	10. その他	90(70)				90(70)		90(70)		90(70)		90(70)		90(70)		90(70)		90(70)		90(70)		90(70)		90(70)	

(注) 1. 新設とはS53.8.1以降に設置されたものをいう。のり抜き施設、浄水施設、旅館業、中央卸売市場の施設又は試験研究機関等の施設に係る特定事業場（以下「追加特定事業場」という）以外でS48.1.1～S53.7.31に設置されたものは、排水量の多少にかかわらず排水量 3,000㎥/日未満新設の欄の基準値が適用される。

2. 追加特定事業場の既設のものについては、S59.6.25から適用する。

3. 追加特定事業場以外の新設のものは、芫の川・井の口川水城 S49.4.1、北川・南川水城 S54.8.1、北島湖水城 S54.8.1、北川・南川水城 S54.8.1、北島湖水城 S54.8.1、北川・南川水城 S55.8.1、越前・加賀海岸地先海域 S56.8.1、北川地先海域、教習湾海域、三方五湖水城、若狭湾東部海域 S57.8.1 以降に設置されたものをいう。追加特定事業場の新設のものは、芫の川・井の口川水城、北川・南川水城 S54.8.1、北島湖水城 S54.8.1、北川・南川水城 S55.8.1、越前・加賀海岸地先海域 S56.8.1、北川地先海域、教習湾海域、三方五湖水城、若狭湾東部海域 S57.8.1 以降に設置されたものをいう。

4. 基準値の（ ）内は日間平均、BODは河川、CODは海域および湖沼に排出される排水に限って適用される。

(資料：環境政策課)